

開発事業に係る水道事務処理要綱

| | | |
|----|----------|-------|
| 制定 | 昭和47年10月 | 1日 |
| 改正 | 昭和60年 | 8月 1日 |
| 改正 | 昭和61年 | 8月 1日 |
| 改正 | 昭和63年 | 6月 1日 |
| 改正 | 平成29年 | 4月 1日 |
| 改正 | 平成30年 | 4月 1日 |
| 改正 | 令和 3年 | 4月 1日 |
| 改正 | 令和 4年 | 4月 1日 |

(目的)

第一条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号。)等関係法令及び八尾市開発指導要綱(昭和49年3月15日制定。)第三十条の規定に基づき開発行為等に係る水道施設の協議及び承認の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「配水支管等」とは、配水支管及び配水枝管並びにそれに附属する設備をいう。
- 二 「給水主管」とは、八尾市水道局所有の配水支管等から分岐し、複数の給水引込管を分岐するために
需要者が布設した水道管及びそれに附属する設備をいう。
- 三 「水道施設」とは、給水主管及び給水装置並びにそれに附属する設備をいう。

(事前協議)

第三条 開発区域の土地利用計画等に基づき、次の各号について協議する。

- 一 給水方式
- 二 水道施設の埋設位置、管種、口径及び延長
- 三 既設管との連絡方法
- 四 仕切弁、消火栓、泥吐管等の取付位置
- 五 給水主管の帰属

(協議及び承認の申請)

第四条 事業者は次に掲げる事項を記載した申請書2通を水道事業管理者に提出しなければならない。

- 一 都市計画法第三十二条等の規定に基づく協議及び承認処理書(開発様式第1号)
- 二 都市計画法第三十二条等の規定に基づく協議及び承認願(開発様式第2号)
- 三 都市計画法第三十二条等の規定に基づく承認書(開発様式第3号)
- 四 設計説明書
- 五 事前協議書(写し。八尾市等)
- 六 開発区域位置図
- 七 現況図
- 八 土地利用計画図
- 九 水道施設計画図(1/300~1/100)

- 十 排水施設計画図（1/300～1/100）
- 十一 消防本部の同意書
- 十二 委任状（代理人が申請する場合。写しでも可）

（協議及び承認）

第五条 開発事業者（以下「事業者」という。）から提出された関係書類により、開発区域内の給水計画、水道施設の設計及び施工、費用負担、帰属等について協議を行い、当該協議が整えば都市計画法第三十二条等の規定に基づく承認書（開発様式第3号）を交付するものとする。

（設計及び施工）

第六条 水道施設については、市又は市の指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が設計及び施工するものとする。

- 2 給水主管（※共同住宅の給水主管を含む。）の口径及び管種は、将来の維持管理を考慮し、原則として、次の各号に定めるところによる。
 - 一 口径は、配水支管等における口径別分岐戸数上限に基づき決定する。
 - 二 最小口径は、50mm とする。ただし、配水支管等が 50mm 未満の場合は、この限りでない。
 - 三 管種は、次に掲げる事項とする。
 - イ 口径 50mm は、水道配水用ポリエチレン管（PE 管）とする。
 - ロ 口径 75mm から 150mm は、水道配水用ポリエチレン管（PE 管）又は GX 形ダクタイル鋳鉄管とする。
 - ハ 口径 200mm 以上は、GX 形ダクタイル鋳鉄管とする。

（費用負担）

第七条 水道施設の布設に要する費用の額は、全額事業者の負担とし、市が設計及び施工する場合は、事業者からの設計施工に関する依頼書を受領した後、協定書（開発様式第4号）に基づき工事費全額を市に前納させるものとする。ただし、当該費用のうち開発区域周辺における将来の給水需要を勘案して市が付加して整備する必要があると認める水道施設に係る費用の額は、市が負担する。

（水道施設の帰属）

- 第八条 市が設計及び施工する水道施設については、協定書（開発様式第4号）の定めるところにより、市に帰属するものとする。
 - 2 指定業者が設計及び施工する水道施設については、給水主管の帰属に係る事務処理要綱に基づき処理するものとする。ただし、開発行為等に係る水道施設の帰属については、都市計画法第三十二条等の規定に基づく承認書（開発様式第3号）をもって協議（寄附様式第1号）とすることができる。

（その他）

第九条 この要綱に定めのない事項については、八尾市水道局が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。
2. この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。
2. この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。
2. この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
2. この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
2. この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
2. この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

資料

(配水支管等における口径別分岐戸数上限：早見表)

| 口径 | 片送り | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 75 | 100 | 150 | 200 | |
|-----|---------------------|---------|------------------|---------|------------------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 20 | 戸数上限 | 1 | 2 | 4 | 6 | 11 | 18 | 52 | 112 | 251 | 445 |
| | 同時使用水量 (ℓ/min) | 17.0 | 34.0 | 61.2 | 91.8 | 149.6 (153.0) | 244.8 | 530.4 | 952.0 | 2,133.5 | 3,782.5 |
| | 同時使用水量上限 (ℓ/min) | 17.0 | 34.0 | 68.0 | 93.5 | 154.7 | 248.2 | 537.2 | 952.0 | 2,133.5 | 3,782.5 |
| 25 | 戸数上限 | 3 | 4 | 6 | 8 | 13 | 23 | 56 | 116 | 255 | 449 |
| | 同時使用水量 (ℓ/min) | 51.0 | 61.2 | 91.8 | 122.4 | 176.8 | 273.7 | 571.2 | 986.0 | 2,167.5 | 3,816.5 |
| | 同時使用水量上限 (ℓ/min) | 51.0 | 68.0 | 102.0 | 127.5 | 188.7 | 282.2 | 571.2 | 986.0 | 2,167.5 | 3,816.5 |
| 30 | 戸数上限 | 5 | 6 | 8 | 11 | 15 | 25 | 58 | 119 | 258 | 452 |
| | 同時使用水量 (ℓ/min) | 76.5 | 91.8 | 122.4 | 149.6 (153.0) | 204.0 | 297.5 | 591.6 | 1,011.5 | 2,193.0 | 3,842.0 |
| | 同時使用水量上限 (ℓ/min) | 76.5 | 93.5 | 127.5 | 153.0 | 214.2 | 307.7 | 596.7 | 1,011.5 | 2,193.0 | 3,842.0 |
| 40 | 戸数上限 | 9 | 11 | 13 | 15 | 23 | 33 | 70 | 126 | 265 | 459 |
| | 同時使用水量 (ℓ/min) | 137.7 | 149.6 (153.0) | 176.8 | 204.0 | 273.7 | 364.7 | 654.5 | 1,071.0 | 2,252.5 | 3,901.5 |
| | 同時使用水量上限 (ℓ/min) | 137.7 | 154.7 | 188.7 | 214.2 | 275.4 | 368.9 | 657.9 | 1,072.7 | 2,254.2 | 3,903.2 |
| 50 | 戸数上限 | 17 | 18 | 23 | 25 | 33 | 45 | 88 | 137 | 276 | 470 |
| | 同時使用水量 (ℓ/min) | 231.2 | 244.8 | 273.7 | 297.5 | 364.7 | 459.0 | 748.0 | 1,164.5 | 2,346.0 | 3,995.0 |
| | 同時使用水量上限 (ℓ/min) | 231.2 | 248.2 | 282.2 | 307.7 | 368.9 | 462.4 | 751.4 | 1,166.2 | 2,347.7 | 3,996.7 |
| 75 | 戸数上限 | 51 | 52 | 56 | 58 | 70 | 88 | 122 | 171 | 310 | 504 |
| | 同時使用水量 (ℓ/min) | 520.2 | 530.4 | 571.2 | 591.6 | 654.5 | 748.0 | 1,037.0 | 1,453.5 | 2,635.0 | 4,284.0 |
| | 同時使用水量上限 (ℓ/min) | 520.2 | 537.2 | 571.2 | 596.7 | 657.9 | 751.4 | 1,040.4 | 1,455.2 | 2,636.7 | 4,285.7 |
| 100 | 戸数上限 | 110 | 112 | 116 | 119 | 126 | 137 | 171 | 220 | 359 | 553 |
| | 同時使用水量 (ℓ/min) | 935.0 | 952.0 | 986.0 | 1,011.5 | 1,071.0 | 1,164.5 | 1,453.5 | 1,870.0 | 3,051.5 | 4,700.5 |
| | 同時使用水量上限 (ℓ/min) | 935.0 | 952.0 | 986.0 | 1,011.5 | 1,072.7 | 1,166.2 | 1,455.2 | 1,870.0 | 3,051.5 | 4,700.5 |
| 150 | 戸数上限 | 249 | 251 | 255 | 258 | 265 | 276 | 310 | 359 | 498 | 692 |
| | 同時使用水量 (ℓ/min) | 2,116.5 | 2,133.5 | 2,167.5 | 2,193.0 | 2,252.5 | 2,346.0 | 2,635.0 | 3,051.5 | 4,233.0 | 5,882.0 |
| | 同時使用水量上限 (ℓ/min) | 2,116.5 | 2,133.5 | 2,167.5 | 2,193.0 | 2,254.2 | 2,347.7 | 2,636.7 | 3,051.5 | 4,233.0 | 5,882.0 |
| 200 | 戸数上限 | 443 | 445 | 449 | 452 | 459 | 470 | 504 | 553 | 692 | 886 |
| | 同時使用水量 (ℓ/min) | 3,765.5 | 3,782.5 | 3,816.5 | 3,842.0 | 3,901.5 | 3,995.0 | 4,284.0 | 4,700.5 | 5,882.0 | 7,531.0 |
| | 同時使用水量上限 (ℓ/min) | 3,765.5 | 3,782.5 | 3,816.5 | 3,842.0 | 3,903.2 | 3,996.7 | 4,285.7 | 4,700.5 | 5,882.0 | 7,531.0 |

※ 1戸当たり流量は17ℓ/minとする。

※ φ20×φ40及びφ30×φ30=153.0ℓ/minは10戸時の同時使用水量。

※ φ25×φ75 (φ100) = 61戸の同時使用水量は適用しない。

※ φ30×φ75 (φ100) = 61~63戸の同時使用水量は適用しない。